キルギス基本法制について（３）
～キルギス民事訴訟法～

元国際協力部教官
（現 UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific (RCAP)　Legal Expert）
髙橋　一章

第１　はじめに

ここでは、すでに前号の「第１　はじめに」に記載しているとおり[1]、キルギス民事訴訟法について概観するとともに若干の検討を行う。

なお、本稿で利用している民事訴訟法典の情報は、令和７年２月に実施したキルギス共和国との共同研究において、研究員から提供を受けた英語に翻訳された民事訴訟法の内容を前提としている。また、提供を受けた民事訴訟法典は、２０２５年２月改正まで反映されているものを参照している。

第２　キルギス民事訴訟法概観

１　法典の構成

キルギス民事訴訟法は、全４３９条で構成されている。キルギス民法とは異なり、現行キルギス民事訴訟法が施行されたのは２０１７年と比較的最近である。ただしこれは、それ以前に民事訴訟法が存在しなかったことを意味するものではない。１９９１年に独立後しばらくの間、キルギスの民事訴訟に関しては独立前の民事訴訟法を用いており、その後の１９９９年にキルギス民事訴訟法を制定している[2]。現在の２０１７年に施行された民事訴訟法は、１９９９年に制定された民事訴訟法を全面的に改訂するにあたり置き換えられたものである。

キルギス民事訴訟法に定める内容は以下のとおりである。

第１節　一般規定
　第１章　基本規定
　第２章　裁判所の構成等
　第３章　管轄
　第４章　管轄
　第５章　事件への参加者
　第６章　その他の参加者
　第７章　法廷代理人
　第８章　証拠と証明

1　拙稿「キルギス基本法制について（１）」ICD ニュース１０２号（８１頁）https://www.moj.go.jp/content/001444242.pdf
2　See; https://generisonline.com/a-comprehensive-overview-of-the-legal-system-in-kyrgyzstan/, https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2703.

第９章　訴訟費用
第１０章　司法罰金
第１１章　期限の計算
第１２章　送達と召喚状
第２節　第１審法定における手続
第１３章　訴えの提起
第１４章　請求の保全
第１５章　裁判の準備
第１６章　裁判
第１７章　裁判所の決定
第１８章　裁判手続の一時停止
第１９章　裁判手続の終了
第２０章　申立の却下
第２１章　判決
第２２章　議事録
第２３章　欠席手続及び欠席判決
第２４章　命令手続
第２５章　経済事案における裁判手続
第２５章－１　当該活動の実行を呼びかける、またはその必要性を裏付け・正当化する内容を含む情報資料を、過激主義的またはテロリズム関連の情報資料として認定するための申請に関する手続
第２６章　（特別手続に関する）一般規定
第２７章　法的意義を有する事実の確定
第２８章　養子縁組に関する手続
第２９章　後見制度確立のための手続
第３０章　児童を寄宿施設に送る場合の手続
第３１章　行方不明者の認定、失踪認定及び死亡宣告
第３２章　国民の一部能力者又は無能力者の認定
第３３章　未成年者の完全な能力の宣言
第３４章　動産の無主物認定及び無主物の自治体所有権の認定
第３５章　紛失した無記名証券及び注文証券の権利の回復
第３６章　国民の精神科病院への強制入院
第３６－１　公証人の行為等
第３７章　滅失した訴訟記録の復元手続
第３節　未確定判決に対する不服申立手続
【省略】
第４節　確定判決に対する再審手続

【省略】

第５節　外国人を当事者とする事件の手続

第４２章　民事訴訟上の外国人の法的能力

第４３章　外国人が関与する民事事件のキルギス共和国の裁判所による検討

第６節　裁判所の命令および他の機関の行為の執行に関連する手続

【省略】

2　概要

⑴　キルギス民事訴訟法（以下「キルギス民訴法」という）の構成は上記のとおりであるが、それぞれの項目につき検討することは本職の能力を大きく超えるため、ここでは主として民事訴訟手続の基本的事項を中心に検討する。なお、以降の条文摘示は断りのないかぎりキルギス民訴法を指す。

⑵　民事事件は、法律で保護される権利・自由・利益の保護に関心を有する者の申請により開始される（５条）。国家・公共の利益や第三者の利益を擁護する申立ても認められる（５条２項）。請求申立書は書面で提出し、裁判所名、当事者情報、請求の趣旨・理由・証拠、請求額等を明記する必要がある（１３４条）。電子提出と電子署名も認められる（１３４条６項）。

法廷における事件の審理は原則として公開される（１３条１項）。また、公開の法廷に出席する利害関係者は、裁判の経過を書面または録音によって記録する権利を有する（１３条２項）。撮影、写真撮影、ビデオ録画、ラジオ、テレビ、インターネット情報通信ネットワークによる裁判の放送は、裁判所の許可を要する。

例外として、審理が非公開で実施される場合もある。具体的には、国家秘密に該当する情報を含む事件その他法令に定めがある場合や、法律で保護される商業上の秘密その他の秘密を保持する必要があること、国民の私生活に関する情報であること、その他の事情により公開の議論が事件の適切な審議に支障をきたすおそれがあることを理由として非公開とされる（１３条３項）。

裁判所は、民事訴訟手続で扱えない事項、既に確定判決がある同一紛争、仲裁合意が有効に存在する場合などは申立てを受理しない（１３７条１項）。受理拒否の決定は理由付で５日以内に出される（１３７条２項）。

⑶　裁判所の構成は、原則として地方裁判所の第一審は特段の定めがない限り裁判官１名による単独審理[3]である（８条１項、１７条１項）。他方、控訴審・上告審では３名の裁判官で審理される（８条２項及び３項、１７条２項及び３項）。合議体における審理は多数決で決定し、裁判長は最後に投票する（１８条１項）。なお反対意見の付記が認められている（１８条２項）。

⑷　訴訟能力に関してみると、民事手続能力は原則として成人（１８歳以上）及び法

[3]　なお裁判官の独立等に関しては、拙稿「キルギス基本法制について（１）～キルギス共和国の統治機構」（https://www.moj.go.jp/content/001444242.pdf）８３頁から８６頁を参照。

人に帰属する（３９条１項）。

法廷代理人は、法的能力を有する個人であれば原則として誰でもなりえるが、未成年者、無資力者、裁判官等の特定職務者は代理人になれない（５９条及び６０条）。弁護士の権限は別途法律・代理契約で証明される（６２条４項）。個人代理は公証された委任状で示す必要がある。法人代理は書面による委任状または役職に基づく権限証明で足りる（６２条１項から４項）。裁判所提出時は原本または正当に認証された写しを提示する義務がある（６２条６項）。

なお、後述するプレトライアル実施中または裁判中に誤った被告が指定されていると立証された場合、裁判所は原告の申立てで適切な被告に変更できる。交替後は準備を最初からやり直すこととされている（４２条１項から３項）。

⑸ 原告から申立てを受けてこれを受理した場合、裁判官は裁判準備（以下「プレトライアル」という。）を行い、適時かつ正確な解決を確保するための措置（証拠収集、当事者構成の確定、和解の促進等）を指示する（１５０条及び１５１条）。

プレトライアルの実施は義務とされている（１５０条３項）。プレトライアルでは、重要事実の明確化、適用法の決定、参加者の確定、必要証拠の提示確保、和解の促進などの実施が想定されている（１５１条）。裁判官は当事者に手続上の権利義務を説明し、証人喚問手続、専門家選任、現地調査、保全措置の決定等を行う（１５３条）。テレビ会議等の参加手段を整えることも想定されている（１５３条１３－１号）。また、原告は証拠を提出し、裁判所の援助が必要な証拠について申立てを行い、被告は異議申立書を裁判官の定める期限内に提出し、その写しを原告に送付する（１５２条）。

また、キルギス民訴法は予備審問の規定をおく。予備審問においては、当事者は証拠提出・弁論・申立てを行う。被告の承認や時効等の問題は予備審問で検討される（１５４条）。予備審問の結果、当事者の同意があれば直ちに本案審理に移行することが可能である（１５４条８項）。

⑹ 本案を含む証拠の提出は、当事者及びその他の訴訟参加者が提出する（６６条１項）。証拠請求申立書には、証拠の特定、証拠が立証・反証する事情、所在等を示す必要がある（６６条２項）。裁判所は便宜を考慮して証拠の受領を当事者に要請でき、証拠を所持する者は裁判所に直接提出するか、提示のために当事者に渡す義務がある（６６条２項）。なお、提出不能の場合は理由を１週間以内に裁判所に通知する義務があり（６６条３項）、通知を怠ると罰金が科され得る。併せて、証拠の提出義務者が当事者である場合に当該証拠を提出しない場合には、その情報は当該当事者に不利に扱われる（８２条１項）。

裁判所は事件に関連する証拠のみを受理する（６８条１項）。当事者が提出した証拠は事件資料に含まれる（６８条３項）。法律上特定の証明手段が要求される場合は他の手段で代替できない（６９条）。一般に周知の事情や既に確定した裁判の事実は立証を要しない（７０条１項から３項）。当事者が相手方の争わない事実を

証明する必要はない（７０条４項）。

⑺　裁判所がすべての証拠を検討した後、裁判長は、当事者に追加資料の有無を確認した上、審理終了を宣言して弁論に進む（１９３条）。ここでは原告が先に弁論し、被告が続く（１９４条）。

なお、原告の取下げ、被告の承認、当事者間の和解は書面で提出され、裁判所はその結果を説明した上で訴訟手続きを終了する判決を出すことができる（１７５条１項から３項）。

キルギス民訴法には審理期間について具体的に規定をおき、原則として、民事事件は受理日から最長３か月で審議・解決される（準備期間含む）とされている。特定事件（復職、扶養、養子縁組等）は１か月、経済事件は２か月など短縮規定がある（１５７条）。

⑻　判決に関しては、裁判長が書面で提示するとともに、裁判官全員の署名が必要とされる（２０１条）。判決が作成され署名された後、裁判長が法廷で判決を宣告する（１９７条１項）。裁判所は当事者の同意を得て判決主文（operative part）を公表できる（１９７条２項）。主文のみ公表した場合、裁判所は５日以内に理由付き判決を作成する義務を負う（１９７条３項）。

判決は、法廷で調べた証拠のみに基づいて行うこととされ（１９９条３項）、かつ理由付けを要する（１９９条１項）。判決が正当とされるためには、事案に重要な事実が証拠により裏付けられ、証拠能力・関連性・信用性の基準を満たすことが必要である（１９９条２項）。裁判所は判決にあたり、証拠の評価、立証された事実・立証されない事実の判断、当事者間の法的関係、適用すべき法令、請求を認容すべきか否か、その他法令の定める事項につき判断しなければならない（２００条）。判決書は、日時、場所、裁判所名、裁判体構成、書記、当事者、代理人、請求等を記載する導入部、当事者の主張や反論等を記載する説明部、認定した事実と証拠、証拠採否の理由、適用法令、最高裁全体会議の解釈決議への言及などを記載する理由部、請求の認否、費用負担、上訴の手続・期限などを記載する主文から構成されている（２０２条）[4]。

判決との関連でいわゆる被告が裁判に欠席した際の取扱いについてみるに、被告が正当な理由なく出頭しなかった場合には欠席審理が可能とされている（２３４条１項）。また、複数被告の場合には、全員が出頭しないことを理由に欠席審理を行うことも可能である（２３４条３項）。ただし、原告が請求の変更・追加を行った場合には、欠席審理を実施することはできず（２３４条４項）、欠席審理は通常手続に従い、提出証拠等を基に判断し、欠席判決を下すこととされている（２３４条５項）。

[4]　なお、同条によれば、被告が請求を認めた場合には理由部を簡略化することを認めている。また、時効等による却下の場合にも却下事由を理由部に記載すれば足りる。加えて、離婚そしょうの場合には導入部及び主文のみで足りる場合があるとされている。

⑼　キルギス民訴法における外国人関与事件の規定についてみると、外国人（外国籍者、無国籍者、外国・国際組織等）は、キルギス共和国裁判所に訴えを提起でき、国内市民・法人と同等の訴訟上の権利義務を有する（３８０条）。外国人及び無国籍者の訴訟能力は本国法により決定される（３８１条）。外国法人の訴訟能力は設立国法により決される（３８２条）。

国際裁判管轄についてみると、外国人関与事件の管轄は、被告の居住地・財産の所在、契約履行地、損害発生地、離婚や扶養料請求など具体的事由に応じて認められる（３８３条）。ただし、不動産に関する権利、婚姻解消（両配偶者が国内居住の場合）、運送契約に関する事件は専属管轄とされている（３８４条）。合意管轄については一部許容するが、上記専属管轄事項については合意により変更することはできない（３８７条）。また、外国裁判所の判決が相互承認条約に基づき効力を有する場合、国内裁判所は訴えを受理せず、または訴訟を終了する（３８９条）。いわゆる主権免除に関して、キルギス民訴法は、外国国家は管轄権免除を有し、財産の差押えや強制執行は原則としてその国の同意が必要であるとさだめ、国際組織や外交代表者の免除も国際法・条約に基づくとされる（３９０条）。

国際送達及び国際証拠調べについては、外国裁判所からの嘱託（通知送達、証人尋問等）は国内裁判所が執行する。公序違反や権限外の場合は拒否できるとされ、条約がない場合は外交ルートを通じて行う[5]（３９１条）。

なお、外国人関与事件に関して外国法を適用する場合、裁判所は公式解釈・実務・学説に基づき内容を確定し、必要に応じて専門家や当局に照会する。確定できない場合は国内法を適用する（３９３条）。

第３　若干の検討

１　上記のとおり、キルギス民訴法においても、基本的には当事者主義を基本としている点、公開審理を原則としている点、提出される証拠の評価につき裁判所に裁量を与えている点、いわゆる公知の事実や当事者間に争いのない事実関係について立証を要しない点等について、日本の民事訴訟法と共通していると評価することができるように思われる。

２　他方、例えば、法廷代理の制度については、キルギスはいわゆる法曹有資格者以外のものが法廷代理人となれる仕組みとなっており、日本とは大きく異なっている。

また、裁判の公開という点についても、キルギス民訴法上、例えば、国家秘密に該当する情報を含む事件である場合や国民の私生活に関する情報を取り扱う場合には裁判を非公開とすることができると定めるなど、運用次第では容易に裁判を非公開にできる制度設計になっているように思われる。この点に関し、日本では、非公開という

[5]　なお、令和８年３月時点においてキルギスが国際送達に係る多国間条約に加盟しているという情報はないため、キルギスが個別に二国間での取極めをしている場合には、当該取極めにより、当該取極めがない場合には外交ルートによる送達実施となる。

手段ではなく、訴訟記録の閲覧制限という手段を用いる（日本民訴法９２条）。

申立て受理の段階では、キルギス民訴法上、訴え提起の内容に民事訴訟手続で扱えない事項がある場合のほか、既に確定判決がある同一紛争、仲裁合意が有効に存在する場合などは申立てを受理しないとする。この点も日本とは異なり申立て不受理事由が広範となっている。日本の場合、訴状に形式的不備がなければ申立て自体は受理した上で、例えば確定判決のある同一紛争であるといった事情や仲裁合意が有効に存在するといった事情は、口頭弁論などで当事者に主張立証させたうえで当該事情が認められれば請求棄却とするのが通常の手続だと思われる。キルギス民訴法のように、仮に確定判決の有無や仲裁合意の存在が不受理事由であるとした場合、具体的な当事者からの主張が存在しない中で裁判所がこれらの事情をどのように覚知し、その真実性を判断するのかといった点は、裁判所の運用と併せて更なる調査を要するように思われる。

被告が訴訟において欠席した場合の取扱いについても日本とは若干異なっている。すなわち、キルギス民訴法には、当事者が争わない事実について立証を要しない旨の規定がある一方で擬制自白に関する規定は見当たらない。そのため、仮に被告が欠席であったとしても、裁判所は通常の手続を履践し出席している原告が提出した証拠を踏まえて判決を実施する必要がある。

裁判におけるプレトライアル手続についても、我が国の弁論準備手続や準備的口頭弁論とは異なり、その主催が義務とされている点が特徴的である。

また、プレトライアルで実施するとされている手続はその後に続く審理のための準備的側面が強いが、予審においては証拠の提出や弁論も実施可能である。このように、予審手続において広範な訴訟行為が実施できるとすると、本案との区別が難しい。キルギス民訴法には、いわゆる最終弁論は本案での証拠調べ終了後に実施すると読めるため、少なくとも証拠調べの終了と最終弁論に関しては本案においてのみ実施可能であると考えられるが、いずれにしてもこの点は実際の実務においてどのような運用がなされているのか確認する余地がある。

加えて、証拠の提出という観点ではキルギス民訴法は裁判官に大きな権限を付与していると評価できる。すなわち、訴訟当事者か否かを問わず、当事者の申立て等によって理由があると裁判官が判断すれば、その証拠の提出につき期限を定めて求めることが可能となっている。そして、証拠所持者は仮に期限内に提出ができない場合にはその理由を裁判所に疎明する必要があり、加えて不提出の場合の罰則規定も規定されている。この点は日本の民事訴訟手続とは明らかに異なる点の１つであると考えられる。日本においても、一部文書提出命令に係る規定の中で文書不提出による一方当事者への不利な事実認定を許容し、刑事罰ではないものの過料の規定を置くなどしているが、これらの手続は文書に限定されているうえ、そもそも文書提出命令の要件もより詳細に規定されている。なお、キルギス民訴法においても、証拠所持者に対して証拠の提出を要請するよう裁判所に求める場合には、訴訟における当該証拠の必要性

等を明確にする必要がある旨規定されているため、当該手続の実際の利用状況というのは、実務上当該要件がどの程度厳格に運用されているのかによって異なるように思われる。

判決についてみると、判決書に記載すべき内容は日本の判決書と類似している。ただし、判決の公開という観点でみると、法文上複雑な規定となっている。キルギス民訴法では、裁判官は法廷において判決の言渡しを実施する旨規定するが（１９７条１項）、一方で、判決理由については、主文言渡しから５日を超えない範囲でその作成を延期することができ（１９８条４項）、また、判決書のうち主文（operative part）については当事者の同意を得て公表することができるとする（１９７条１項）。そして、主文（operative part）を公表した場合には、裁判官は公表してから５日以内に判決理由を作成する義務を負うとする（１９７条１項）。当事者は判決書の写し（理由が付されたもの）が交付される（２１４条１項）。原文を英訳した法律では、文脈上「言渡し」と読むのが整合的である部分と「公表」とするのが整合的である部分の双方に「announcement」という単語があてられていることなどから、正確にこれらの条文を読み解くことはキルギス語で書かれた原文を確認するほかないが、公表をあくまでも判決主文に限定していることからすれば、判決書の構成として判決理由は記載されることとなっているものの、裁判所としては判決の理由部分については公表することを要しないと読むこともできる[6]。そのうえ、そもそも判決理由部分の作成については主文言渡しから５日間延期が可能であると定めつつ、主文を公表した場合には当該時点から５日以内に理由を作成するとも定めており、かつ、これらが異なる条文で規定されているため、両条文の関係性が判然としない[7]。仮に、裁判所が法律にしたがって判決理由を作成しなかった場合、一応、理由の付された判決書は当事者に交付されることとなっているため、当事者がその不備を知りえる制度設計にはなっているものの、当事者（特に敗訴した当事者）が交付された判決文を詳細に検討するか不明であることに加え、キルギスにおいては弁護士など法律専門家以外の者が代理人になるため、理由がふされていないことを問題視しないという状況も考えられる。

最後に、外国法の適用に関してみると、キルギス民訴法では、仮に外国法を適用すべき場面において、その解釈や運用等が判然としない場合には国内法を適用するとしている。この点日本においては、外国法の適用にあたっては、当事者の主張立証事項であるとして、仮に当事者においてこの点の主張立証がなされなかった場合にはその請求を棄却する例がみられる[8]。外国法適用をどのように取り扱うかは各国の訴訟制度にユダ得られるところではあるものの、その解釈や運用が判然としない場合に国内法

6　なお判決主文の公表については、英訳上裁判所の権利（right）として定め、その対象を主文（operative part）としていることからすれば、そもそも裁判所には判決理由を公表する権利を有しないと解釈することも可能である。
7　例えば判決理由について判決主文の言渡しから５日間その作成を延期できるという規定を素直に読めば、主文が公表されているか否かにかかわらず、裁判所は判決理由を言渡しから５日以内には作成しなければならないことになると思われるため、個別に別条文を設けて主文を公表した場合に５日以内に判決理由を作成する旨定める意義はないように考えられる。
8　たとえば東京地判令和２年２月２５日判決。

の適用を認めるという運用は、当事者の予測可能性という観点からはなお検討の余地があるのではないかと思われる。

3　以上見てきたところを整理すると、キルギスの民事訴訟手続においては、申立て受理段階において広範な不受理事由を定め、証拠収集に裁判所に相応の権限を認めつつ、プレトライアル手続を義務化するなど、運用次第では訴訟手続の効率化を図ることができる制度設計となっている。キルギス民訴法が具体的な訴訟審理期間（最長3か月）を定めていることも、効率化という観点から置かれている規定であると考えられる。

他方において、例えば広範な不受理事由にみられるとおり、当事者の権利救済に重点をおいた手続保障という観点では、なお検討の余地がある制度設計となっているように思われる。

加えて、上記のとおり、判決の言渡し及び公表に係る取扱いは、裁判結果の透明性の確保、ひいては裁判官の汚職防止という観点から非常に重要な要素であるところ、これらの規定が複雑なものとなっているため、上記のとおり判決理由を作成しないという事態を生じさせうるものとなっている可能性がある。また、法律専門家以外のものが法廷代理人となることが可能であるため、判決理由の不備を当事者が適切に指摘できるか否かも判然とせず、その他判決理由の不備等を監督するような制度設計にもなっていない[9]ことなどからすると、判決文の取扱いについては、なおその実務の運用を詳細に検討する必要があるのではないかと考えられる[10]。

今後の法制度整備支援という観点からは、体系的な民事訴訟法自体は存在する以上、法律そのものに焦点を当てた支援を検討するよりは、民事訴訟手続の実務の運用に焦点を置いた支援が適切であろうと思われる。具体的には、法律上は効率的な訴訟遂行が可能であることを踏まえつつ、実務の運用においても、同様に効率的な訴訟遂行が行われているのか、仮に行われていないのであれば、どういった点が課題となっているのかといった点について意見交換することが考えられる。

また、判決の取扱いに関しては、その法律の規定の建付けとともに、判決理由の記載が適切になされているのか、また、より裁判結果の透明性を確保するための制度設計－特に理由付の判決文の公表などの導入などが考えられないのかといった観点から、現状の実務を検討するということも重要であろうと思われる。

第4　おわりに

以上3回にわたりキルギスの法制度について概観した。今後の法制度整備支援との

9　今回の検討では上訴の手続を含んでいない。そのため、仮に判決理由の不備が上訴事由の1つとなっているのであれば、第1審裁判所における判決理由の記載を担保するものといえる。ただし、本文記載のとおり、いずれにしても法廷代理人が弁護士等の法律専門家に限定されていないことによる弊害は残る。

10　なお日本においても、判決文の公表は義務ではなく、通常、判決言渡し時においては主文の読み上げにとどまり、その理由は裁判所から判決文の謄本の交付を受け確認するのが通例である。その限りにおいては日本においても裁判の公表に係る制度設計は問題となりうるが、他方において、裁判所の裁量で判決文の公表するにあたり当事者の同意を必要としない点、代理人弁護士や裁判官において判決の有用性等を判断し法律雑誌への判決文掲載がなされる点である程度の透明性が確保されているとの評価はできると思われる。

関係でどのような支援の方向性が適切かに関しては既にそれぞれの項目で述べたとおりである。民事分野、それも基本法に限ってのことではあるが、キルギスの民法・民事訴訟法は、日本法との違いはあるものの、総じて体系的に編纂されており、基本的な事項に関しても網羅されていると評価できる。そのため、キルギスとの民事法分野の協力関係に関しては、現在の法体系を踏まえた実務の運用の調査及びそれに基づいた課題の抽出というのが重要になると考えられる。また、そのような実務の運用調査は、文献等の情報では捕捉することが極めて困難な分野であり、ICD の実施する研修などキルギスで実際に実務の運用を担っている者との意見交換などが強みを発揮することができるところだと思われる。

本稿が今後のキルギスとの間の法制度整備支援になんらかの参考になれば幸いである。